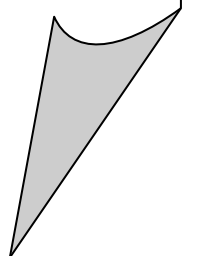


役員確定拠出年金規程

社会福祉法人 多治見清涼会



(目的)

第1条

この規程は、役員の確定拠出年金制度につき定めるものである。

(給付)

第2条

役員の確定拠出年金は、本規程及び別に定める確定拠出年金企業型年金規約（以下、「企業型年金規約」という）により給付を行うものとする。

(確定拠出年金の加入者)

第3条

企業型年金規約の定めにより、役員で65歳未満の第一号等厚生年金被保険者は確定拠出年金の加入者になるものとする。

(確定拠出年金の事業主掛金の基準給与)

第4条

確定拠出年金の事業主掛金の基準給与は以下の各号の合計額とする。

(1) 月額38,000円

(2) 企業型年金規約第68条第1項に定める資産管理手数料及びその消費税相当額

2. 資産形成 DC 手当は0円とする

(確定拠出年金の事業主掛金)

第5条

確定拠出年金における事業主掛金（月額）は、企業型年金規約の定めにより、前条で定める基準給与に100%を乗じた金額とする。

2. 前項の事業主掛金（月額）は、確定拠出年金法で定める拠出限度額を上限とする。

(その他)

第6条

本規程に定めのないものは、別に定める企業型年金規約によるものとする。

附 則

(施行)

第1条

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

この規程は、令和8年6月29日から一部改正施行する。